平成２１年（フ）第３３０７号
札幌市北区屯田２条１丁目６番１号
債務者　阿部　敏行
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０８号
札幌市北区屯田２条１丁目６番１号
債務者　阿部　呈子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４１号
北海道恵庭市島松寿町２丁目37番地の17
債務者　岡田　正明
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４５号
札幌市北区新琴似５条２丁目１番３―506号
債務者　荒木　直美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５９号
札幌市北区篠路８条７丁目４番20―1014号
債務者　佐藤　悟朗
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６４号
北海道石狩市花畔１条１丁目30番地
債務者　野口　良平
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６５号
北海道石狩市花畔１条１丁目30番地
債務者　野口　奈美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６９号
札幌市白石区南郷通13丁目南１番26号　藤森コーポ２号
債務者　太崎　豊浩
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７４号
札幌市東区北46条東12丁目４番５号　コーポ京
債務者　青野　安雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７７号
札幌市東区北31条東２丁目１番１―205号
債務者　馬場　康弘
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４００号
札幌市東区本町２条２丁目７番３号　エクセレンス202号
債務者　坂井　知子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６８号
札幌市豊平区豊平４条10丁目２番30―706号
債務者　大野はるか（旧姓糸畑）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７３号
札幌市東区北36条東４丁目１番７号　大雪マンション２号
債務者　丸山　伸行
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８号
北海道樺戸郡浦臼町字オサツナイ315番地の163
債務者　熊谷　哲孝
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
北海道滝川市本町６丁目３番15号　オリス滝川104号室
債務者　千葉　廣行
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
北海道滝川市緑町１丁目５番18号
債務者　田中　孝和
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
北海道滝川市扇町３丁目１番45号
債務者　若栗みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
青森県上北郡おいらせ町瓢243番地272
債務者　田中　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所十和田支部